

人材紹介基本契約書

(以下「甲」という)と株式会社 AgeWellJapan (以下「乙」という) は、甲の人材採用に関し、次のとおり人材紹介基本契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第 1 条 (目的)

本契約は、乙が甲に対し、甲の要望に基づき甲が必要とする人材を紹介する (以下「本件業務」という) ことを目的とする。

第 2 条 (関係法令の遵守)

乙は甲に人材を紹介するにあたり、又は甲が乙から人材紹介を受けるにあたって、甲乙それぞれ職業安定法及び労働基準法等関係法令の遵守に努めるものとする。

第 3 条 (求人内容の明示)

甲は本件業務の遂行に必要な職業能力、適性、技術、知識、その他職業安定法に定める次の各事項を通知し、乙は同事項を当該人材に書面をもって通知しなければならない。

- ① 従事すべき業務の内容に関する事項
- ② 労働契約の期間に関する事項
- ③ 就業の場所に関する事項
- ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- ⑤ 賃金 (臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第 8 条各号に掲げる賃金を除く) の額に関する事項
- ⑥ 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- ⑦ 必要とされる適性、能力、技術、知識等の程度、経験の有無に関する事項

第 4 条 (選考対象者の選定)

1. 乙は、本件業務の遂行に必要な資格、能力、知識、技術、技能、健康、経験等を有する人材を選定の上、甲に紹介するよう努めなければならない。
2. 乙は、選考対象者が決まり次第、甲にその旨通知しなければならない。

第 5 条 (採用)

1. 本件業務により、甲が選考対象者の中から採用を決定した場合、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知すると共に、採用が決定した当該人材には労働条件通知書を通知するものとする。
2. 甲は、労働基準法第 15 条に基づき作成される労働条件通知書の写しを乙に対し交付するものとし、乙は採用が決定した当該人材と同通知書の内容を相互に確認するものとする。

第 6 条（差別的な取扱の禁止）

甲は、乙から紹介される人材を採用するにあたり、その選考について、年齢、性別等、その他差別的な取扱を行ってはならない。

第 7 条（紹介手数料の発生）

1. 本契約に基づく人材紹介手数料（以下「紹介手数料」）は成功報酬とし、本件業務を通じて、甲が人材の採用を決定し、当該人材が入社した時点で発生するものとする。
2. 甲は、前項の決定を行ったときは、甲が当該人材に対して発行した、採用決定通知書等の採用を証明する書面の写しを遅滞なく乙に提出するものとする。

第 8 条（紹介手数料）

当該人材の採用時理論年収（通勤費を除く、全ての諸手当及び賞与を含む）の 35%（消費税別）とする。ただし、事前に甲と乙とで合意した場合は、この限りではない。

第 9 条（紹介手数料の支払い）

1. 甲は乙の請求する紹介手数料を、当該人材の初回入社した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、乙の指定する銀行口座に振込むものとする。なお、振込手数料等は甲の負担とする。
2. 前条の紹介手数料に消費税は含まれない。甲は別途、紹介手数料に消費税率を乗じた額をあわせて乙に支払うものとする。

第 10 条（紹介手数料の返戻）

1. 当該人材が甲に入社後に、自己都合により退職または当該人材の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を返戻する。
 - ① 入社後 1 ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の 80%
 - ② 入社後 1 ヶ月を超えて 3 ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の 50%
2. 前項に該当する場合、甲は乙に対して返戻金に係る請求書を速やかに発行し、乙は、請求書発行日の属する月の翌月末日迄に、甲の指定する銀行口座に返戻金を支払うものとする。
3. 当該人材に代わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返戻を留保することができる。
4. 当該人材に対する労働条件が、本件雇用契約と著しく異なることに起因する退職や、甲の都合による解雇、本契約第 11 条に規定する不可抗力による退職の場合は、紹介手数料を返戻する必要はないものとする。

第 11 条（不可効力）

1. 本契約上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙それぞれ本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- (1) 天災地変等の自然災害
 - (2) 暴動・内乱・戦争
 - (3) 労働争議等
 - (4) 行政庁等による命令処分
 - (5) 法令の制定改廃
 - (6) 交通機関の事故
 - (7) その他前各号に準ずる非常事態
2. 前項各号の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、知り得る情報を通知しなければならない。

第 12 条（個人情報の保護）

甲および乙は、業務上知り得た当該人材の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩、開示又は不正に利用してはならない。ただし、利用目的を示して、同人の同意を得た場合において法令上許されている範囲又は個人情報保護に関する法律等、他の法律に定めのある場合は、この限りでない。

第 13 条（守秘義務）

1. 甲および乙は、相手方より書面による同意がない限り、本契約に基づき業務の遂行上知り得た双方の機密情報を、本契約期間中および契約終了後 3 年間は、一切外部に漏らしてはならないものとする。機密情報とは相手方から秘密である旨を明示された情報を言う。但し、以下の情報は含まれない。
 - (1) 開示を受けたとき既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示を受けたとき、既に適法に取得、占有していた情報
 - (4) 法令、行政当局または裁判所により開示が義務付けられた情報
 - (5) 第三者に対する開示について事前に承諾を得た情報
2. 甲および乙は、採用選考にかかわらない第三者への個人情報の開示・漏洩をしてはならない。個人情報とは、履歴書・職務経歴書・推薦状・選考進捗情報等の個人を特定できる情報をいう。
3. 甲は、人材情報を提供するに際し、その利用目的を求職者に明示し、その同意を得ることとする。
4. 提携対象案件終了後、甲および乙は直ちに個人情報を相手方に返却または消去するものとする。但し、相手方が別途指示した場合はこの限りではない。

第 14 条（損害賠償）

甲および乙は、本契約に違反し、またはその責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害（間接的損害、逸失利益は除く）を賠償するものとする。

第 15 条（契約の有効期限）

1. 本契約の有効期限は、契約締結の日から1年間とする。ただし、本契約期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも契約終了の意思表示のない限り、本契約は同一の条件で更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。
2. 本契約期間終了時点において、紹介手数料の支払いが未処理の事項がある場合は、本契約の紹介手数料の支払いに基づき処理を行うものとする。
3. 本契約を中途解除する場合は、1ヶ月以上前の通知をもって足りるものとする。

第16条（暴力団員等反社会的勢力の関与の排除）

1. 甲および乙は、自己、自己の役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者または自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 対象取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、もしくは業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲および乙は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
4. 甲および乙は、相手方が前三項の規定に違反した場合、催告その他何らの手続およびいかなる損害の補償も要せず、直に対象取引の解消および対象取引に関するすべての契約の解除をすることができる。
5. 甲および乙が対象取引に関連して第三者と下請または委託契約等（以下「関連契約」という）を締結する場合、甲および乙は、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者に対して、本条第1項乃至第3項に定める義務と同等の義務を課し、これを順守させるものとし、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が当該義務に違反した場合、甲および乙は直ちに相手方

にその事実を報告するものとする。この場合、報告を受けた当事者は、相手方に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

6. 甲および乙が、相手方に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、相手方がそれに従わなかった場合には、甲および乙は、催告その他何らの手続およびいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消および対象取引に関するすべての契約の解除をすることができる。
7. 甲および乙は、相手方が本条に違反することにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとし、その場合、相手方は損害の賠償をするものとする。

第 17 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき、疑義を生じた事項については、職業安定法及び労働基準法等関係法令に基づき、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

第 18 条（管轄裁判所）

本契約またはこれに関連する一切の業務について訴訟を提起するときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

代表取締役

印

(乙) 東京都渋谷区渋谷 1 丁目 15 番 12 号

株式会社 AgeWellJapan

代表取締役 大森 円香

印